

## 別紙

### 佐久市生活便利帳作成業務企画提案審査基準

企画提案事業者の実績、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に判断し、事業の相手方として選定する。

#### 1 審査項目

- (1) 会社概要
- (2) 業務実績
- (3) 作成業務に対する提案
- (4) ガイドブックの見やすさ
- (5) デザイン性
- (6) 機能性

以上、6項目について審査を行う。

#### 2 審査方法

- (1) 上記の審査項目に評価基準を設け、点数付けすることにより行う。
- (2) 点数付けは、参加者ごとに各審査委員が得点を計算し、審査委員ごとに参加者の順位を決める。
- (3) 審査委員が参加者順位第1位を最も多く付けた参加者を協定の予定者として選定する。参加者順位第1位が同数の場合、参加者順位第2位を最も多く付けた参加者を協定の予定者とする。以下同数の場合は、同様に3位、4位と続ける。
- (4) 前号の規定により決定しない場合は、審査委員会で協議のうえ、候補者を決定するものとする。
- (5) 委員会への欠席者がいる場合は、出席者のみの採点で評価する。(佐久市生活便利帳作成業務企画提案業者審査委員会設置要領第6条第2項により委員会の会議が成立した場合に限る)